

市内の市民活動団体等が主体的に行う特色ある地域づくり活動や協働のまちづくり活動を推進・支援するため、助成金を交付します。

**対象団体**／市内に活動拠点がある5人以上の市民活動団体や町内会などで規約等の定めがあり、営利目的でなく、政治活動、宗教活動、特定の思想または主義主張を浸透させることを目的としない団体

**対象事業**／助成決定後に実施する事業で28年度内に完了する事業併せて、以下のいずれかに該当する事業。

- ・地域の特色を生かし、その魅力を高める事業
- ・地域の自助力の向上を図る事業
- ・地域コミュニティの活性化につながる事業
- ・地域の課題解決を図る事業



**助成額**／予算の範囲内で、助成対象経費の一部を助成します。

1団体10万円を限度（千円未満切り捨て）、1回に限り助成します

**助成金の流れ**／申請⇒審査会で助成事業・助成額決定⇒事業実施⇒実績報告提出⇒助成金振込

**受付期間**／4月18日(月)～5月20日(金)

**申込**／さわやか市政推進課との協議の上、申請書など必要な書類の提出が必要です。詳しくはさわやか市政推進課、または市民活動サポートセンター（桜2丁目8-30）まで直接お問い合わせください。

**問・相談・申請受付窓口**／さわやか市政推進課（☎内線643・644）  
市民活動サポートセンター（☎35-7205）

## 雨水貯留タンク設置補助金制度のお知らせ

市では、防災に対する市民意識の向上・啓発の促進および水害の軽減のため、平成28年度も雨水貯留タンクを設置した個人、法人に対して購入および設置に要した費用に補助金を交付します。

### ●補助対象者

- ・市内に住所を有する個人または法人で、建物に雨水貯留タンクを設置した方
- ・市税等、下水道使用料および下水道事業受益者負担金を滞納していない方
- ・この補助金の交付を過去に受けていない方

### ●補助対象製品

- ・雨水流出を抑制し、雨水を雑用水として活用できる常設型の雨水貯留タンク  
※移動を目的としたタンク（ローリータンクなど）は対象になりません。
- ・雨水を100リットル以上貯留でき、上記の用途のために販売されている未使用製品であること
- ・平成27年4月1日以降に購入・設置した製品であること

### ●補助金の額

- ・購入および設置に要した費用の2分の1の額を補助
- ・交付金額の上限は25,000円

※予算の範囲内での交付となりますので申請希望の方はお早めに申請手続きをお願いします。

### ●申込

下水道課に備え付けの申請書に必要事項を記載の上、添付書類と併せて提出してください。

詳細については下水道課までお問い合わせください。

**問**／下水道課（☎内線444）



## 浄化槽設置に補助金を交付

浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に浄化槽を設置する個人に対し、補助金を交付します。

補助金の交付基数に限りがありますので、今年度に設置予定のある方は、早めに申請手続きを行ってください。浄化槽の大きさによって補助金額が異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

## 住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付

市内の一般住宅に太陽光発電システムを設置する個人に対し、補助金を交付します。予算の範囲内の補助となりますので、今年度設置予定のある方は、早めに申請手続きを行ってください。受け付けは先着順で、今年度の見込みは70件となります。

**補助金額**／1キロワット20,000円(最大8,000円)

**対象者**／自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する個人

**対象システム**／低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売買契約を結ぶもの(発電された余剰電力を電力会社に売電できるもの) 最大出力10キロワット未満の未使用システムであること

## リサイクル運動にご協力を

リサイクル運動を推進するため、紙類、布類、金属類、びん類の資源物の回収を実施した団体に対し、回収量に応じた報奨金(資源物1キロにつき3円)を交付しています。事前に団体登録が必要となりますので、早めの登録手続きをお願いします。また、団体登録は毎年度必要ですので、昨年度参加された団体も生活環境課で登録手続きを行ってください。**持ち物**／代表者の印鑑、振込先の通帳

## 電気式生ごみ処理機などへの補助金を交付

電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器(コンポスト)を購入し、家庭から出る生ごみの減量化にご協力いただける世帯に対し、補助金を交付します。

区分	補助割合	上限額	補助限度基数
電気式生ごみ処理機	購入額の2分の1	30,000円	1基
コンポスト		3,000円	2基

**補助額など**

※同一年度内に電気式とコンポストの補助を重複して受けることや5年以内に申請した処理容器などと同種のを補助限度個数分以上受けることはできません。

**持ち物**／領収書(申請者名が記入されているもの)、メーカー保証書と取扱説明書、振込先の通帳、印鑑

受付・問／生活環境課 (☎内線333)

## 平成28年度 臨時職員を募集!

### 1.登録職種

職種	業務内容	主な勤務地	登録資格	賃金	勤務時間	その他	受付期間・受付課
保育補助員	保育補助業務	市内保育所(4カ所)	保育士資格を有する方	日額 7,300円 ※勤務経験により加算支給あり。 ※市職員に準ずる交通費相当額を上乗せ支給。	7時間45分 (7時30分～19時15分の間でのシフト制・土曜日勤務あり)	保育士証または同資格取得(見込)証明証、教諭免許状のいずれかを添付のこと	随時受付 ※履歴書、資格証明証、1年以内の健康診断書の写しを添えて、直接子ども福祉課に持参してください。 問/子ども福祉課(☎内線397)
すぎのこ学園	障害児保育補助業務	すぎのこ学園		時給 900円 ※市職員に準ずる交通費相当額を上乗せ支給。	4～6時間 (7時30分～19時15分の時間帯で要相談)		
				時給 900円	6時間 (9時～16時)		

### 2.勤務条件など

- 任用期間／原則として、2カ月(第一種臨時職員)または6カ月(第二種臨時職員)以内です。ただし第二種臨時職員に関しては、6カ月を超えない範囲で1度だけ更新する場合があります
- 勤務日数／基本的に毎週月曜日～金曜日の週5日ですが、職種や各自の業務内容により変動があります
- 賃金支払日／月末締翌日15日支払(休日および土・日の場合はその前日)
- 社会保険／任用期間により社会保険および雇用保険に加入していただくことがあります